○近畿地方整備局告示第三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市下京区中堂寺粟田町九一番から同市右京区西院南高田町七番七まで	前	二四・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・五三〇キロメートル
	後	二四・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・五三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年近畿地方整備局告示第五十号大和都市計画道路事業三・三・二号奈良西幹線

三　事業施行期間　自平成十五年三月二十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十五日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第六十一号大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業三・四・百八号大森高畑線

三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市北区西崎本町七二五番五から同市北区岩井一丁目一一九五番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月十五日

○中国地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月十五日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岡山市東区楢原字林谷西手九五六番一から同市東区竹原字小坂一九〇二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年二月十五日

○四国地方整備局告示第十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月十五日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高知県高岡郡四万十町平串字障子田三四七番一から同町平串字今宮田三〇九番二まで	前	一五・七六～五四・九九メートル	〇・〇七七キロメートル
	後	二三・三九～五四・九九メートル	〇・〇七七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○北海道開発局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十五日　北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　砂川都市計画道路事業三・四・十九号東二線南四号通

三　事業施行期間　自平成十五年六月二十五日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更無し

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月十五日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　那覇広域都市計画道路事業三・二・四号那覇内環状線

三　事業施行期間　自平成二十四年二月十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県那覇市字壷川赤畑原、古波蔵三丁目及び鏡原町地内

使用の部分　なし